○農林水産省
環　境　省令第四号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十九条第四項の規定に基づき、農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令

農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令（昭和四十六年総理府農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「懲役」を「拘禁刑」に、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。